

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題等各種の商取引、取引紛争の処理その他企業法務に有益な情報をお届けします。

H&J 最新法令情報

No.61

2019年2月21日

謹啓 早春の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当事務所は、昨年12月に法人として再組織し、本年1月より「弁護士法人 久田・神保法律事務所」として営業をいたしております。その関係で、このニュースレターも本号より「H&J 最新法律情報」と改めました。今後、さらに内容を充実させてまいりますので、引き続きご愛読いただければと存じます。

また、当事務所では昨年12月に司法修習を修了した滝沢馨弁護士が新たに勤務を開始いたしました。滝沢弁護士は、早稲田大学を卒業後、法科大学院に進学することなく司法試験に合格した新進気鋭の弁護士であり、その誠実で、実直な人柄は皆様のご信頼を得ることができるものと確信しております。

今後とも、所員一同より一層の努力を積み重ねてまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

目次

■ 中国の最新法令(9-10月)

【法律】

「中華人民共和国会社法」の修正に関する決定..... 2

【部門規章】

外国投資者が直接投資する配当利益につき源泉所得税を暫時徴収しない政策の適用範囲の拡大に関する通知..... 2

外国投資者が直接投資する配当利益につき源泉所得税を暫時徴収しない政策の適用範囲の拡大問題に関する公告..... 3

【司法解釈】

公証債権文書の執行の若干問題に関する規定..... 3

■ 日本民法の改正（第4回）

契約の解除に関する改正..... 5

中国の最新法令(9-10月)

【法律】

■ 关于修改《中华人民共和国公司法》的决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 15 号

[发布日期] 2018 年 10 月 26 日

[施行日期] 2018 年 10 月 26 日

[概要]

本《决定》对与股份公司取得本公司股份的限制相关的《公司法》第 142 条的规定作出修改，并追加了允许取得本公司股份的情形。《公司法》的以前的规定为仅在①减少公司注册资本时，②与持有本公司股份的其他公司合并时，③将股份奖励给职工时，以及④股东因对股东大会作出的公司合并、分立决议持异议，要求公司收购其股份时，认可取得本公司股份。本《决定》将上述③修改为“将股份用于员工持股计划或者股权激励时”之外，还追加了⑤将股份用于转换上市公司发行的可转换为股票的公司债券时及⑥上市公司为维护公司价值及股东权益所必需时。

另外，根据《公司法》的规定，属于上述修改后的③、⑤及⑥的情形时，如有公司章程或股东大会的授权，无需经股东大会，可以经 3 分之 2 以上董事出席的董事会作出决议，公司可以取得至已发行股份总数的 10%，并应当在 3 年内转让或者注销。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-10/26/content_2064464.htm

【部門規章】

■ 关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策适用范围的通知

[发布部门] 财政部、国家税务总局、国家发展及改革委员会、商务部

[发布文号] 财税〔2018〕102 号

■ 「中華人民共和國公司法」の修正に関する決定

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 15 号

[発布期日] 2018 年 10 月 26 日

[施行期日] 2018 年 10 月 26 日

[概要]

本「決定」は、株式会社の自己株式取得の制限に関する「会社法」第 142 条の規制を修正し、自己株式の取得を許容する場合を追加したものである。「会社法」の従前の規定は、①会社の登録資本を減少する場合、②自己株式を保有するその他の会社と合併する場合、③株式をインセンティブとして従業員に付与する場合及び、④株主総会で行った会社合併又は分割の決議につき異議を有する株主が買い取り請求した場合に限り、自己株式の取得を認めていた。本「決定」は、上記③を「株式を従業員による株式所有計画またはエクイティ・インセンティブ計画に用いる」場合に修正したほか、⑤株式を上場会社が発行する株式に転換することが可能な社債への転換に用いる場合及び⑥上場会社が会社の価値及び株主の權益を維持保護するために必要な場合を追加したものである。

なお、「会社法」によると、上記修正後の③、⑤、及び⑥の場合は、会社定款又は株主総会の授権があれば株主総会ではなく 3 分の 2 以上の董事が出席した董事会で決議することができ、会社は発行済み株式総数の 10%まで取得することができるが、3 年以内に譲渡または消却しなければならない。

[发布日期] 2018年9月29日

[施行日期] 2018年1月1日

[概要]

根据本《通知》的规定，境外投资者将从中国境内居民企业分配的利润用于境内直接投资时，暂不征收预提所得税政策的适用范围，由“外商投资鼓励类项目”扩大至“所有非禁止外商投资的项目和领域”。

根据本《通知》，“境外投资者以分得利润进行的直接投资”包括境外投资者以分得利润进行的增资、新建、股权收购等权益性投资行为，但不包括新增、转增、收购上市公司股份。

本《通知》适用于去年1月1日以后取得的红利等。境外投资者按照本《通知》的规定可以享受暂不征收预提所得税政策但未享受的，只要在实际缴纳相关税款之日起3年内进行申请，即可接受已缴纳税款的退还。

[発布期日] 2018年9月29日

[施行期日] 2018年1月1日

[概要]

本「通知」の規定に基づき、外国投資者が中国国内居住者企業から配当された利益を国内直接投資に用いる場合には源泉所得税を暫時徴収しない政策の適用範囲が、「外商投資奨励類プロジェクト」から「すべての禁止されていない外商投資のプロジェクト及び領域」にまで拡大された。

本「通知」によると、「外国投資者が配当利益により行う直接投資」には、外国投資者が配当利益により行う増資、会社新設、持分買収等の權益性投資行為が含まれるが、上場会社株式の増加、株式配当、買収は含まれない。

本「通知」は、昨年1月1日以降に取得した配当等に適用される。外国投資者が本「通知」の規定に基づき源泉所得税の暫時不徴収政策を享受することができるにもかかわらず、これを享有していない場合には、関係税金を実際に納付した日から3年以内に申請すれば、納付済みの税金の返還を受けることができる。

[法令原文] http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180930_3032864.html

■ 关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策适用范围有关问题的公告

[发布部门] 财政部、国家税务总局、国家发展和改革委员会、商务部

[发布文号] 国家税务总局公告 2018 年第 53 号

[发布日期] 2018年10月29日

[施行日期] 2018年1月1日

[概要]

本《公告》对上述《通知》的规定作出补充，同时对具体申请程序及相关法律责任作出规定。

[法令原文] <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3906659/content.html>

■ 外国投資者が直接投資する配当利益につき源泉所得税を暫時徴収しない政策の適用範囲の拡大問題に関する公告

[発布部門] 財政部、国家稅務總局、國家發展及改革委員會、商務部

[発布番号] 国家稅務總局公告 2018 年第 53 号

[発布期日] 2018年10月29日

[施行期日] 2018年1月1日

[概要]

本「公告」は、上記「通知」の規定を補充するとともに、具体的な申請手続及び関係法的責任について規定している。

【司法解釈】

■ 关于公证债权文书执行若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释〔2018〕18号

[发布日期] 2018年9月30日

[施行日期] 2018年10月1日

■ 公証債權文書の執行の若干問題に関する規定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法释〔2018〕18号

[発布期日] 2018年9月30日

[施行期日] 2018年10月1日

[概要]

“公证债权文书”是可以申请强制执行的公证书。

本《规定》针对该公证债权文书的强制执行作出相关规定，根据本《规定》，强制执行的申请由被执行人住所地或者财产所在地的法院管辖。申请执行时，除提交所需材料外，还应当提交证明履行情况等内容的文件（原文为“执行证书”）。另外，本《规定》对申请执行公证债权文书不予受理的事由、申请不予执行等作出规定。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-121151.html>

[概要]

「公証債權文書」は、強制執行を申し立てることのできる公正証書である。

本「規定」は、この公証債權文書の強制執行に関する規定であり、これによると、強制執行の申し立ては被執行人の住所地または財産所在地の法院が管轄する。執行を申し立てる場合は必要な資料のほか、履行状況等の内容を証明する文書（原文は「執行証書」）を提出しなければならない。さらに本「規定」は、公証債權文書の執行申立を受理しない事由、執行拒絶の申立等について規定している。

【臧品】

日本民法の改正（第4回）

■ 契約の解除に関する改正

(1) 催告解除

【改正民法第541条】

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

現行民法においても、当事者の一方がその債務の履行をしない場合（履行遅滞・不完全履行の場合）、相手方当事者は相当の期間を定めて催告をし、その催告期間内に履行されないときは、契約を解除することができます（現行「民法」第541条）。ただし、当事者の一方の債務不履行が軽微である場合や、契約の付随的な義務の不履行にすぎない場合には、解釈上、契約の解除はできないとされています。判例（最判昭和36年11月21日民集15巻10号2507頁）も、「当事者が契約をなした主たる目的の達成に必須的でない附随的義務の履行を怠ったに過ぎないような場合には、特段の事情の存しない限り、相手方は当該契約を解除することができないものと解するのが相当である」と判示しています。

これを踏まえて、改正民法は、債務不履行があっても、催告期間を経過した時点で存在する債務不履行の程度が契約及び社会通念上軽微なときは解除できない旨を明記しました。債務不履行が「軽微である」かどうかは、個別具体的な事情をもとに、契約した目的が達成されるかどうかという点も踏まえて判断されることになると考えますが、「軽微である」ことについての立証責任は債務者が負うこととなります。

(2) 無催告解除

【改正民法第542条】

- 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

前記のとおり、現行民法でも、当事者の一方がその債務の履行をしない場合（履行遅滞・不完全履行の場合）には、相当期間を定めた催告をして契約を解除することができます。しかし、契約内容や債務不履行の態様によっては、債務者に催告をすることにより履行を促すことが意味をなさない場合があります。

そのため、現行民法では、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない債務を相手方が履行しない場合（定期行為の履行遅滞、現行「民法」第 542 条）や、債務の履行の全部または一部が不能となった場合（現行「民法」第 543 条）には、無催告解除が認められています。さらに、学説においては、債務者がその債務の履行をする意思がない旨を明らかにした場合や、債務者がその債務の履行をせず、債権者がその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである場合などにも、債権者は契約を無催告解除することができると考えられています。

改正民法は、これらの判例や学説なども踏まえ、無催告解除ができる事由を類型化し明確にしました。なお、「残存する部分では契約をした目的を達成できない」場合（改正「民法」第 542 条 1 項 3 号）や、「催告しても契約をした目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがない」場合（改正「民法」第 542 条 1 項 5 号）等については、どのような事情があればこれに該当するかについて、今後の判例を注視する必要があります。

ます。

(3) 債務不履行解除と債務者の帰責事由

履行不能の場合における無催告解除を定めた現行「民法」第 543 条は、前記のとおり無催告解除を認めています。「ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と規定し、履行不能による契約解除の際には債務者に帰責事由があることを要件としています。この関係で、その他の債務不履行（履行遅滞・不完全履行）による契約解除についても、明文の規定はありませんが、債務不履行について債務者に帰責事由があることが必要であると考えられてきました。

しかしながら、近時は、契約の解除という制度は債務の履行を受けられない債権者を契約の拘束力から離脱させ、反対債務の負担から解放する制度であるという考えから、契約解除における債務者の債務不履行について帰責事由は不要であるという考え方が有力になされていました。

改正民法は、この考え方に従い、現行民法 543 条ただし書きにあった債務者の帰責事由を解除の要件とする部分を削除しました。そして、債務不履行が債権者の帰責事由に基づく場合には、債権者は、契約を解除することができないことを明記しました（改正「民法」第 543 条）。

(4) その他

契約の解除に関する規定は、現行民法でも改正民法でも任意規定です。したがって、当事者は、無催告解除事由などについて、契約書等で改正民法の条文と異なる定めをすることが可能です。

契約の解除について新旧両民法のいずれの規定を適用するかは、改正民法の「附則」第 32 条によると、契約の締結日が基準となります。債務不履行の発生時期や契約解除を主張する時期が基準になるわけではありませんので、注意する必要があります。

【渡部祐大】

弁護士法人 久田・神保法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。